

だれでもトイレ等の名称変更に係る Q&A

名称関連		
1	Q	なぜ名称を変更するのか。文字での表示もあった方がわかりやすいと思う。
	A	<p>「だれでもトイレ」等の中に、複数の設備を入れ1つのトイレに集中させたことで、利用が集中し、不適正利用も発生する等、真に利用が必要な方が使えないという問題が出てきました。</p> <p>設備を使いたい方が適切に使えるよう、今後のトイレの表示は、「だれでもが利用できる旨を表示」するのではなく、どの様な設備があるのか、どの様な人が使えるトイレなのかを分かるようにするために変更するものです。</p> <p>設備を示すピクトグラムがあった方が、誰が見てもトイレの中に何があるのかがわかりやすいため、ピクトグラムで表示をしています。</p>
2	Q	だれでもトイレの代わりの名称はあるのか。
	A	<p>国や東京都でも、新たな名称を定める予定はありません。また、区独自の名称を定める予定もありません。</p> <p>案内等でどうしても名称が必要な場合は、国が総称として定めている「バリアフリートイレ」等を使うことがあります。</p>
3	Q	だれでもトイレという名称を使わないのは練馬区だけなのか。
	A	<p>練馬区だけではありません。東京都はもちろん、全国的な流れです。</p> <p>なお、「だれでもトイレ」という名称は、1つのトイレに複数の機能をまとめたトイレの整備を東京都が推進した際、東京都が推奨してきた名称で、東京都は先行して都立施設や都営地下鉄の駅などにおいて、表示を改めています。</p>

対象建築物関連		
1	Q	名称変更をするのは区立施設のみか。
	A	<p>今回の工事で名称を改めるのは、区立施設・区立公園・区立の小中学校になります。</p> <p>令和4年度以降に新築等している区立施設や民間の不特定多数の方が訪れる施設等においては、「だれでもが利用できる旨の表示」はしないように指導しています。</p>
2	Q	民間の施設等については、どうするのか。
	A	<p>国や都の方針が変更された際に、その内容については周知しています。</p> <p>新しく建てられる建築物については指導していますが、すでに建っているものであれば、指導まではしておらず、変更工事の実施については、民間施設の判断にお任せしています。変更のご相談があった場合には、適切な表示になるよう、考え方等をお伝えします。</p>

ピクトグラム関連		
1	Q	ピクトグラムとはなにか。
	A	<p>言葉や文字によらず、一目見ただけで多くの情報や案内を可能とする「案内用図記号」のことです。</p> <p>トイレに設置されるピクトグラムは、トイレの中に設置されている設備を示しています。</p> <p>周知チラシに一例が載っていますので、ご覧ください。</p>
2	Q	車椅子のマークがついているが、車椅子専用ということか。
	A	<p>「車椅子」のピクトグラムは、車椅子専用ということではなく、「車椅子の方が利用できる設備」ということを示しています。</p> <p>車椅子でも使いやすい空間が確保されている、車椅子の利用に配慮されているということです。</p>
3	Q	オストメイトとは何か。
	A	<p>癌や事故などにより排泄機能が損なわれ、人工肛門等を造設した方が、たまった排泄物等を捨てたり、洗浄したりするための設備です。</p>

使い方関連		
1	Q	名称変更をすることで使い方は変わるのか。
	A	<p>使い方が変わるわけではありません。</p> <p>ただし、名称変更するのは、「使いたい方が使いたい時に使えるようにするため」ですので、一般のトイレでも大丈夫な場合は、緊急時等を除いては一般のトイレを利用するなど、使い方に配慮をお願いできればと思います。</p>